

令和7年度答申第50号
令和7年10月23日

諮問番号 令和7年度諮問第62号（令和7年9月25日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給

に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）

11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項5号は、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和6年4月5日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和8年3月17日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和6年12月10日

電車の遅延を理由として1時限目を欠席し、2時限目を遅刻した。

イ 同月13日

体調不良を理由として1日欠席した。

ウ 同月18日

電車の遅延を理由として1時限目を欠席し、2時限目を遅刻した。

（職業訓練受講給付金支給申請書、遅延証明書（令和6年12月10日及び同月18日付け、診療費請求書兼領収書（同月13日付け））

- (3) 審査請求人は、令和7年1月15日、処分庁に対し、本件訓練に係る令和6年12月5日から令和7年1月4日までの給付金支給単位期間（以下

「本件支給単位期間」という。)について本件申請をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書)

- (4) 処分庁は、令和7年1月23日、本件申請に対し、「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

- (5) 審査請求人は、令和7年2月10日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、封筒)

- (6) 審査庁は、令和7年9月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件支給単位期間のうち、やむを得ない理由による遅刻又は欠席は、①令和6年12月10日、C線がDによる影響でa分遅延したこと、②同月13日、体調不良であったこと、③同月18日、C線がDによる影響でb分遅延したことによるものである。審査請求人は、E地の自宅からF地の訓練校までA公共職業安定所指定の通学ルートで時間の余裕を持って通学しており、入校から上記①までの間に遅刻をしたことはない。自宅から訓練校までの所要時間は片道約1時間40分であり、上記①及び③のDは乗車中に発生した。上記②の体調不良による1日欠席は自身のケアによって防ぐことができる可能性がある反面、上記①及び③のDによる電車遅延に関しては自身のコントロールの範囲外の災害である。こうした原因による遅刻又は欠席が理由で審査請求人が罰を受けている状況には異論がある。

よって、自身の健康で文化的な最低限度の生活を守るために本件不支給決定の取消しを求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正について（令和6年11月29日付け職発112

9第1号、開発1129第2号職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含まない求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）ホにおいて、求職者支援規則11条1項5号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）トにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）チ（イ）から（ニ）に示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

さらに、求職者支援要領10042（2）リ（イ）において、受講手当の支給要件に係る出席要件のうち認定職業訓練等の実施日について、「インフルエンザ等に感染した場合等」などは、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 審査請求人が本件支給単位期間において訓練を欠席した日は以下のとおりである。

令和6年12月10日 全7限のうち

（1限欠席）：電車遅延のため（証明書有り）

（2限遅刻）：電車遅延のため（証明書有り）

（欠席日数0.5日）

同月13日（1日欠席）：体調不良のため（証明書有り）

同月18日 全3限のうち

（1限欠席）：電車遅延のため（証明書有り）

（2限遅刻）：電車遅延のため（証明書有り）

（欠席日数1日）

- 3 本件支給単位期間における本件訓練の実施日数は14日であり、審査請求人が本件訓練を受講した日数は11日（訓練実施日数14日－欠席日数2.5日（1日欠席が2日と0.5日欠席が1日で合計2.5日）＝11.5日。端数は切り捨てた上で算定することから11日。）となるから、出席率は11日／14日＝78％となり、本件支給単位期間における訓練実施日数の8割以上の出席があったとは認められない。

- 4 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なもので

あり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件では、本件審査請求から本件諮問までの期間は約8か月半であるが、審理員意見書の提出（令和7年7月10日付け）から本件諮問（同年9月25日付け）までに約2か月半もの期間を要している。審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。

(2) 上記(1)で指摘した点及び下記3で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

(1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。

ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

(2) 本件支給単位期間における訓練実施日数は14日であるところ、審査請求人は令和6年12月10日の訓練の1時限目を欠席、2時限目を遅刻（求職者支援規則11条1項5号ただし書により、2分の1以上受講しているので0.5日の出席とする。）、同月13日の訓練を欠席、同月18日の訓練の1時限目を欠席、2時限目を遅刻（求職者支援規則11条1項5号ただし書により、2分の1以上受講していないので欠席とする。）しており、これらはいずれもやむを得ない理由による欠席であるが、訓練受講日数は11日（求職者支援規則11条1項5号ただし書により、端数切捨てのため、同月10日の0.5日の出席は切捨てとなる。）であり、訓練実施日数に占める割合は8割に満たない。

したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていない。

3 付言

本件の審査請求書は、当初、G厚生局に提出されたため、G厚生局は、当該審査請求書をH労働局に送付した。H労働局は、送付された審査請求書を処分

庁に送付し、処分庁は、送付された審査請求書について、補正の手続を行った後、当該審査請求書の受付処理を行い、H労働局を經由して審査庁に送付した。

しかし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）21条2項は、同条1項の規定により審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合において、処分庁等に審査請求書が提出されたときは、処分庁等は、直ちに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないと規定しているから、H労働局はG厚生局から送付された審査請求書を、直ちに、審査庁に送付すべきであったし、処分庁はH労働局から送付された審査請求書を、直ちに、審査庁に送付すべきであった。また、行政不服審査法23条は、審査請求書が同法19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないと規定しているから、審査請求書に係る補正命令の権限は審査庁にあり、本件の審査請求書については、審査庁である厚生労働大臣が自ら補正の手続をすべきであった。

今後、審査庁においては、本件のような事態が再度発生することがないように関係機関に周知徹底するとともに、処分庁においては、審査請求書の送付があった際の対応を同法の定めに従って適切に行うようにされたい。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一